

公の施設の指定管理者制度運用指針

地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、地方自治体が直接運営するものを除き、指定管理者制度の導入が義務付けられた。そこで、平成16年1月に神戸市行財政改善懇談会ワーキンググループからの報告を受け、このたび公の施設の指定管理者制度の運用についての指針をまとめた。

指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の選定に際して、幅広く公募を行うとともに、選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくために、外部の有識者等の参画による選定委員会を局ごとに設置し、選定を行う。

また、直営施設も含め、すべての公の施設について、さらなる市民サービスの向上とコストの削減に取り組むとともに、管理運営チェックにより点検を実施し、民間事業者等との役割分担を明確にしていく。

平成16年3月

神戸市行財政局

[平成17年9月改定]

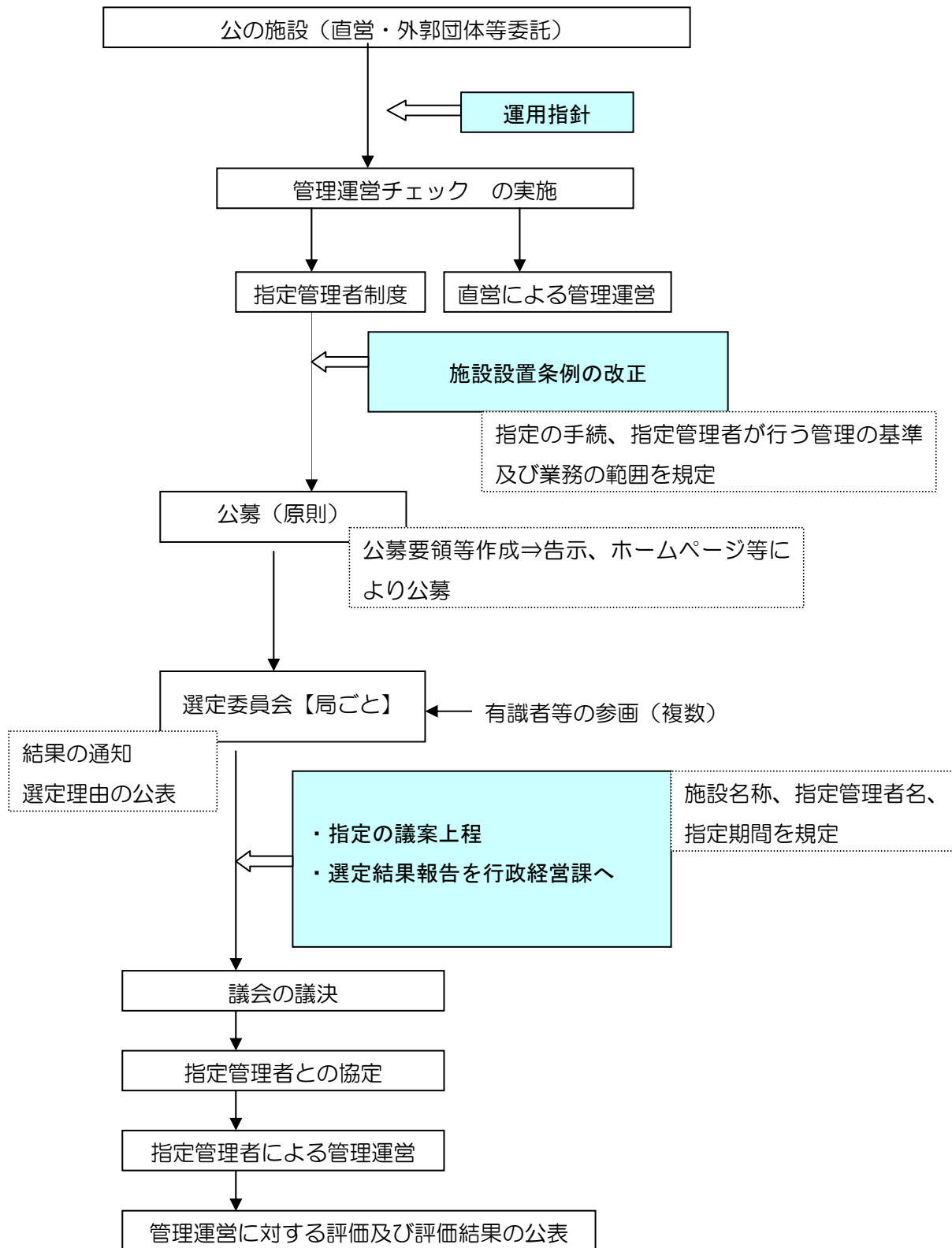
[平成18年4月改定]

[平成20年12月改定]

[目次]

1. 全体の流れ図
2. 公の施設の管理運営チェックについて
3. 指定管理者（候補者）選定の手続
4. その他

1. 全体の流れ図



3. 指定管理者（候補者）の選定の手続

施設を所管する局は、指定管理者の指定にあたっては、**原則、公募を実施**し、次の手続を行う。

- ただし、PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
- 当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
- 行財政改善懇談会が指摘する地域人材の活用など合理的な理由がある場合
- 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
- 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

はこの限りでない。なお、この場合は事前に行財政局と協議を行う。

また、将来、地域人材を活用する場合は、現在の運営団体を公募によらず単年度ごとに指定管理者として指定することができる。なお、この場合も事前に行財政局と協議を行う。

（1）施設所管局による施設ごとの公募の実施

- ・公募に当たっては、告示、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。
- ・公募期間は、1か月程度とする。（ただし、事前に十分な情報提供を実施すること。）
- ・施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募事業者から提案を受ける提案型公募を実施する。
- ・公募施設について応募要領を作成し情報提供を行う。主な提供情報は以下のとおり。
施設名称・規模・施設内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、法令等の規定、応募資格、応募窓口、応募期間、事業計画書様式、説明会の有無、応募方法、選考方法、利用料金制の有無、事業所税の有無等

（2）指定管理者（候補者）選定委員会の設置運営

- ・指定管理者（候補者）選定委員会を所管局ごとに要綱に基づき設置する。
- ・選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者（候補者）を選定する。
- ・選定委員会には、複数の外部からの有識者等の参加を義務付ける。
- ・審議内容など委員会運営については非公開とする。
- ・選定後は、選定結果を応募者全員に通知し選定理由を公表する。
- ・選定委員会は、指定管理者の適用施設の利用者の満足度及び苦情について調査するとともに、指定管理者が行った管理運営に対する評価を行う。
- ・選定にあたっては、利用者の平等利用の確保、管理にあたっての費用、効果、管理能力などの事項を総合的に勘案して決定することとし、選定基準は委員会で定める。

（注意）選定委員会で選定された事業者等については、「指定管理者の候補者」であり、議会の議決により指定管理者となる。

（3）指定期間

指定期間は、原則として4年とする。

ただし、①PFI事業において別途事業期間が定められている場合
②PFI事業による施設との一体的運用が必要な施設の場合
③施設の利用促進を目的として、施設整備にかかる投資などの提案を求める指定管理者の公募を行う場合（ただし、投資などの回収に必要な期間が客観的に妥当と認められるとともに、市が費用負担を行わない場合に限る）には、その必要な期間とする。また、この場合は、事前に行財政局と協議を行う。

（４）指定後の手続

- ・指定管理者との間において協定書を締結する。
- ・協定書には、施設の利用者等にかかる個人情報の保護及び施設の管理の業務に関して保有する情報の公開に対する指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務等を明記する。

（５）積極的な情報提供

- ・市内での起業や民間事業者等の事業参入を促進するため、市内の指定管理者対象施設の情報（施設の種類等）についてホームページ等により情報提供を行う。

4. 管理運営に対する評価及び評価結果の公表

施設を所管する局は、指定管理者による管理運営の実態を把握し、これをチェック・評価し、その結果を今後の管理運営や指定管理者の選定に反映させるPDCAサイクルを着実に実行する。また、行財政局は評価結果をとりまとめホームページ等で公表する。

5. その他

（１）障害者雇用

障害者の雇用を促進するため、指定管理者においても障害者雇用に努める。

（２）利用者減免取扱実態の明確化（のびのびパスポートなど）

応募事業者等への正確な情報提供のために、施設において実施されている減免取扱などの実態を把握し明確化を図っていく必要がある。

（３）公の施設の運用情報の一元管理・一括提供

今後、指定管理者制度の導入にあたって、行財政改善懇談会から指摘されている空き情報、利用料金など施設情報の一元管理及び一括提供を検討する。

（４）直営施設への対応

現在、直営により運営している施設においても、行政目的の達成、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、行政と民間の役割分担を明確化し、指定管理者制度の適用を検討していく。